

# 佐世保市から転出される方へ

※ 新しい住所に移った日から 14日以内 に届出をしてください。（届出が遅れると裁判所から過料が科せられる場合があります。）

※ 転出証明書をなくしたり、転出をとりやめるときは手続きが必要ですので、佐世保市役所戸籍住民窓口課 へご連絡ください。

## ◎ 転入届に必要な主なもの

- マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方  
新しい住所を券面に記載しますので、忘れずに窓口を持参し提出してください。
  - 転出証明書（転出届の際に交付を受けた方のみ）
  - 外国籍の方は、在留カード又は特別永住者証等
  - 本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）
- ※ その他の必要書類につきましては、新住所地の市区町村へお問い合わせください。

## ◎ マイナンバーカード（個人番号カード）について

- 次の条件を満たせば、お引越し後も新住所地でマイナンバーカードを継続して利用することができます。
  - ・ 転入した日から 14日以内 に転入届をしていること。
  - ・ 転出予定日から 30日以内 に転入届をしていること。
  - ・ 転入届をした日から 90日以内 に継続利用の手続きをしていること。
- ※ 上記手続きを行わなかった場合は、マイナンバーカードが失効しますので、住所変更の手続きはお早めをお願いします。
- 現在、マイナンバーカード（個人番号カード）をお申込みの方（以前の住所でお申込みされた方）
  - ・ 現在のお申込みは無効となりますので、再度、交付申請が必要です。交付申請を希望される方は、新住所地の市区町村へお申し出ください。
- マイナンバーカード（個人番号カード）のお申込みがお済でない方（これからお申込みをご希望の方）
  - ・ 交付申請を希望される方は、新住所地の市区町村へお申し出ください。
- 証明書コンビニ交付は使用できません。
  - ・ 転出届を提出された日以降は、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付は使用できません。

## ◎ 印鑑登録について

- 印鑑登録をされている方は、佐世保市での印鑑登録が廃止となります。

### 《お問合せ先》

佐世保市役所 戸籍住民窓口課

住所：〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号 電話番号：0956-37-9421